

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
 充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 88,328 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 854,320 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他	
社会福祉							
障害者福祉費	253,542	170,276	12,000	1,803	38,328	31,135	
老人福祉費	46,951			12,787		34,164	
児童措置費	53,560	47,610				5,950	
母子父子福祉費	5,763	2,445		2,000		1,318	
小計	359,816	220,331	12,000	16,590	38,328	72,567	
社会保険							
国民健康保険対策費	75,660	40,326				35,334	
介護保険対策費	158,220	13,433				144,787	
後期高齢者医療費	216,798	38,686		2,231	50,000	125,881	
小計	450,678	92,445	0	2,231	50,000	306,002	
保健衛生							
予防費	28,958	925				28,033	
こどもセンター運営費	1,878			540		1,338	
子ども医療費	12,312	1,145		11,000		167	
健康づくり事業費	678			400		278	
小計	43,826	2,070	0	11,940	0	29,816	
合計	854,320	314,846	12,000	30,761	88,328	408,385	

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、令和6年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は令和6年度当初予算書の「目」の名称。事業費は「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、障害福祉サービス費、後期高齢者医療費の不足財源分に充当。